

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 2 日から 44 年 4 月 21 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していた。年金事務所において年金記録を確認したところ、同社で勤務した期間は脱退手当金が支給済みとの回答であった。しかし、同社を退職後、すぐに寮を出てB県に行き同僚のおじの店で働いていたので、脱退手当金の請求手続をしたことは無く、そのお金を受け取った覚えも無いので、脱退手当金が支給されたとする申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書（以下「請求書」という。）等の関連書類が年金事務所に保管されており、当該請求書等により、申立期間に係る脱退手当金は代理請求及び代理受領がなされていることが確認できる。

しかしながら、申立期間について、請求書の提出日及び受付日並びに支給決定日が同日である14人(申立人を含む。)の被保険者が確認できるところ、これらの被保険者の事業所における資格喪失日から請求書の提出日までの期間は8か月から53か月までと区々である上、請求書には、14人全ての請求書の余白部分に代理受領を委任する旨のゴム印が押されているのみで、代理受領の際には添付することとされている委任状が添付されていないことが確認できる。

また、申立人については、請求書の住所欄に申立人の本籍地が記載されているが番地が記載されておらず、上記14人のうち照会に回答のあった同僚4人から請求書の記載内容について聴取したところ、そのうち3人について、一人の住所欄には事実とは全く異なる住所が記載されている上、他の二人についても誤った住所又は氏名及び生年月日等が記載されていることが判明した。

以上のことを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金は、事業主又は代理

人が申立人の委任を受けて代理請求及び代理受領を行ったものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。